

特別養護老人ホーム ビハーラ横手 ご利用料金表 (平成29年10月1日改定)

介護報酬内容		基本単位	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算	増體体例加算 I・II	個別機能加算	栄養マネジメント加算	第4段階以上 31日計算 (円) (住民税課税世帯の方)				第3段階 31日計算 (円) (世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額80万円を超える方)				第2段階 31日計算 (円) (世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額80万円以下の方)				第1段階 31日計算 (円) (老齢福祉年金受給者の方で、世帯全員が住民税非課税の方・生活保護受給されている方)				
								介護給付サービス利用料(単位)	介護職員処遇改善加算(単位)	居住費+食費(円)	1割負担合計金額(円)	2割負担合計金額(円)	介護給付サービス利用料	介護職員処遇改善加算(単位)	居住費+食費	合計金額	介護給付サービス利用料	介護職員処遇改善加算(単位)	居住費+食費	合計金額	介護給付サービス利用料	介護職員処遇改善加算(単位)	居住費+食費	合計金額
小規模介護施設加算サービス費(I)	従来型個室(一人部屋)	単位/日						介護給付サービス利用料(単位)	介護職員処遇改善加算(単位)	居住費+食費(円)	1割負担合計金額(円)	2割負担合計金額(円)	介護給付サービス利用料	介護職員処遇改善加算(単位)	居住費+食費	合計金額	介護給付サービス利用料	介護職員処遇改善加算(単位)	居住費+食費	合計金額	介護給付サービス利用料	介護職員処遇改善加算(単位)	居住費+食費	合計金額
	要介護 1	700						24,397	1,464		104,291	130,152	24,397	1,464		71,431	24,397	1,464		50,971	24,397	1,464		45,081
	要介護 2	763						26,350	1,581	78,430	106,361	134,292	26,350	1,581	45,570	73,501	26,350	1,581	25,110	53,041	26,350	1,581	19,220	47,151
	要介護 3	830	36	13	12	12	14	28,427	1,706	=(1150*31)+(1380*31)	108,563	138,895	28,427	1,706	=(820*31)+(650*31)	75,703	28,427	1,706	=(420*31)+(390*31)	55,243	28,427	1,706	=(320*31)+(300*31)	49,353
	要介護 4	893						30,380	1,823		110,633	142,836	30,380	1,823		77,773	30,380	1,823		57,313	30,380	1,823		51,423
	要介護 5	955						32,302	1,938		112,670	146,910	32,302	1,938		79,810	32,302	1,938		59,350	32,302	1,938		53,460
小規模介護施設加算サービス費(II)	多床室(二人部屋)	単位/日						介護給付サービス利用料(単位)	介護職員処遇改善加算(単位)	居住費+食費	1割負担合計金額(円)	2割負担合計金額(円)	介護給付サービス利用料	介護職員処遇改善加算(単位)	居住費+食費	合計金額	介護給付サービス利用料	介護職員処遇改善加算(単位)	居住費+食費	合計金額	介護給付サービス利用料	介護職員処遇改善加算(単位)	居住費+食費	合計金額
	要介護 1	700						24,397	1,464		94,061	120,542	24,397	1,464		57,461	24,397	1,464		49,421	24,397	1,464		35,161
	要介護 2	763						26,350	1,581	68,820	96,751	124,682	26,350	1,581	31,620	59,551	26,350	1,581	23,560	51,491	26,350	1,581	9,300	37,231
	要介護 3	830	36	13	12	12	14	28,427	1,706	=(840*31)+(1380*31)	98,953	129,085	28,427	1,706	=(370*31)+(650*31)	61,753	28,427	1,706	=(370*31)+(390*31)	53,693	28,427	1,706	=(0*31)+(300*31)	39,433
	要介護 4	893						30,380	1,823		101,023	133,226	30,380	1,823		63,823	30,380	1,823		55,763	30,380	1,823		41,503
	要介護 5	955						32,302	1,938		103,060	137,300	32,302	1,938		65,860	32,302	1,938		57,800	32,302	1,938		43,540

※利用者負担軽減制度の適用を受け、市町村より発行された「確認証」をお持ちのご入所者は食費・居住費の負担額が軽減されます。

※利用したサービス費の割の利用者負担合計額が一定額を超えたときは申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として支給されます。負担上限額は負担段階第1・第2段階/15,000円。第3段階/24,600円。第4段階/37,200円(但し単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方は44,400円となります)。

* その他の介護給付サービス加算(下記加算が算定された場合にも処遇改善加算の所定単位数に含まれます。その場合上記の合計金額に変動が生じます)。 介護職員処遇改善加算=所定単位数(基本単位+加算単位)×60/1000

加算	加算条件	加算単位
初期加算	ご入所者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算	30
入院・外泊時加算	ご入所者が入院及び外泊の場合にひと月6日(月を跨いだ場合は連続の最大12日)を限度として加算。(ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません)。	246
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算。	23
経口移行加算	経管により食事を摂取されるご入所者が、経口摂取を進める為に、医師の指示に基づく栄養管理を行なう場合。(180日を限度とする)	28
経口維持加算 I・II	医師の診断により、経口で食事を摂取できるものの摂食機能障害のため、誤嚥が認められるとされたご入所者に、経口維持計画を作成して特別な管理を行なう場合(原則180日まで) 診断に必要な検査によって、IもしくはIIの算定が決まる。	28・5
看取り介護加算	医師が終末期にあると判断したご入所者について、医師・看護職員・介護職員が共同して看取りの介護を行なった場合に加算。(30日を上限とする。退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。入院・外泊等中は含まないが、死亡日より30日以内であれば入院・外泊等以前も算定を行なう) 死亡日より4~30日、死亡日の前日・前々日、死亡日より加算額が決まる。	1280・680・80

* 入院や外泊でお部屋を空けておく際には、一日あたり下記の居室料をご負担いただきます。(負担段階は利用者負担減額認定に基づく段階を適用するもの)。

従来型個室(一人部屋)	第4段階以上 1150円	第3段階 820円	第2段階 420円	第1段階 320円
多床室(二人部屋)	第4段階以上 840円	第3段階 ~ 第2段階 370円	第1段階 負担なし	